

## はしがき

本書は、信用金庫および信用組合の経理実務担当者向けに、開示・会計・監査制度の概要と主要な会計処理・開示実務を解説したものです。自己査定・償却引当については、論点が多岐にわたることから別冊とし、本書の姉妹書籍「自己査定・償却引当編」で解説しています。

2007(平成19)年8月にわが国の企業会計基準委員会と国際会計基準審議会 (IASB) との間で行われた合意 (東京合意) 以降、わが国会計基準は、国際的な会計基準とのコンバージェンス (収斂) を進めてきており、信用金庫および信用組合も少なからずその影響を受けています。

一方、信用金庫および信用組合は、地域の繁栄と相互扶助を目的とした協同組織金融機関であることから、上場企業を想定して設定された会計基準をそのまま適用することが適切でない場合があり、信用金庫法施行規則および協同組合による金融事業に関する法律施行規則において、特段の取扱いが認められているケースもあります。

こうしたことから、信用金庫および信用組合の会計・監査実務担当者は、国際的な会計基準の設定・改正に併せて行われるわが国の会計基準等の改正動向に加え、業界固有の取扱いの動向についても留意する必要があります。

会計制度・会計基準に関する論点は膨大であり、本書は、このような信用金庫・信用組合の特徴を踏まえ、特に重要と考えられる論点にフォーカスして執筆しています。

本書が会計・監査実務担当者の皆様のご理解の一助となれば幸いです。

2022年9月

E Y 新日本有限責任監査法人  
金融事業部 金融センター長 小澤裕治

### 金融センターとは

E Y 新日本有限責任監査法人金融事業部内に置かれた組織であり、地域金融機関向け外部セミナーの企画・運営のほか、地域金融機関監査担当者に対する監査ツールの提供、研修の企画・運営、地域金融機関に対する各種アドバイザリー業務の展開サポートなどの業務を行っています。

# 目次 Contents

凡 例	XV
-----	----

## 第 I 編 信用金庫および信用組合の 開示・会計・監査制度の概要 1

### 第 1 章 信用金庫および信用組合とは 2

1 信用金庫および信用組合を巡る最近の動き	2
① 国際会計基準へのコンバージェンスに伴う信用金庫および信用組合の 会計処理への影響	2
② 最近の会計トピック	4
③ 新しい自己資本規制(バーゼルⅢ)の適用	7

### 第 2 章 財務報告制度の概要 9

1 概 要	9
① 総(代)会に提出する業務(事業)報告	9
② 当局へ提出する(連結)業務報告書および(連結)決算速報等	10
③ 公衆縦覧に供するディスクロージャー誌	10
④ 銀行の財務報告制度との相違点	10
2 根拠法規	12
3 計算書類および業務(事業)報告ならびにこれらの附属明細書	13
4 ディスクロージャー誌	13
5 その他当局提出書類等	14
① 業務報告書および決算速報	14
② 日計表	15
6 表示科目の特徴	19
① 会員(組合員)勘定	19
② 負 債	21
③ 資 産	22
④ 一般事業会社の計算書類との相違	22
7 決算スケジュール	25

## 第3章 会計処理基準等の概要 ..... 27

### 1 概 要 ..... 27

### 2 信用金庫および信用組合における「会計の慣行」 ..... 28

① 「企業結合に関する会計基準」および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」 ..... 28

② 「金融商品に関する会計基準」および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」 ..... 28

③ 「時価の算定に関する会計基準」および「時価の算定に関する会計基準の適用指針」 ..... 29

④ 「収益認識に関する会計基準」および「収益認識に関する会計基準の適用指針」 ..... 30

### 3 会計方針の変更等と過年度遡及適用 ..... 31

① 会計上の変更 ..... 32

② 過去の誤謬の訂正による修正再表示 ..... 34

## 第4章 会計監査制度の概要 ..... 36

### 1 概 要 ..... 36

### 2 対象信用金庫および信用組合 ..... 37

① 会計監査人の監査を要する場合 ..... 37

② 会計監査人の監査を要しなくなる場合 ..... 38

③ 具体的な判断事例 ..... 38

### 3 監査対象 ..... 39

### 4 計算書類等の作成に係る経営者の責任と会計監査人の責任 ..... 40

① 概 要 ..... 40

② 経営者の責任 ..... 41

③ 会計監査人の責任 ..... 41

### 5 会計監査人の監査報告書 ..... 42

① 監査報告書の記載事項 ..... 42

② 計算書類等の適正性に関する意見 ..... 42

③ 追記情報 ..... 43

④ 監査報告書の具体例 ..... 44

### 6 会計監査人と監事監査の関係 ..... 47

① 監事の選任・職務 ..... 47

② 監事と会計監査人の関係 ..... 47

3	監事と会計監査人の連携	48
<b>7</b>	<b>会計監査と金融検査・日銀考査の関係</b>	<b>48</b>
1	金融検査・日銀考査の概要	48
2	金融検査と会計監査の連携	50

## 第Ⅱ編 会計処理実務 53

### 第1章 貸出金 54

<b>1</b>	<b>取得・売却等に係る会計処理</b>	<b>54</b>
1	概要	54
2	債権の売却に係る処理	56
<b>2</b>	<b>期末決算における会計処理</b>	<b>57</b>
1	額面と異なる金額で取得した貸出金に係る処理	57

### 第2章 有価証券 61

<b>1</b>	<b>取得・売却に係る会計処理</b>	<b>61</b>
1	概要	61
2	DESで取得した優先株式等の当初測定額	64
3	クロス取引の禁止	66
<b>2</b>	<b>期末決算における会計処理</b>	<b>70</b>
1	概要	70
2	保有区分と測定方法	72
3	減損処理	89

### 第3章 デリバティブ 102

<b>1</b>	<b>概要</b>	<b>102</b>
1	デリバティブ取引の目的と特徴	102
2	デリバティブ取引の主な種類	103
3	デリバティブ取引の会計処理	103
4	第三者から入手した相場価格の利用	104
<b>2</b>	<b>ヘッジ会計</b>	<b>105</b>
1	ヘッジ会計の概要	105
2	ヘッジ要件	111
3	有効性テスト	114

4	例外規定	115
5	LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い	119
<b>第4章 複合金融商品</b>		<b>122</b>
1	<b>概要</b>	122
1	複合金融商品とは	122
2	組込デリバティブ商品の例	122
3	原則的な会計処理	123
2	<b>区分経理要件</b>	125
1	区分経理の要件	125
2	リスクが現物の金融資産または金融負債におよぶ可能性がある例	126
3	組込デリバティブを区分して測定することができない場合	128
3	<b>もはや信用リスクが高くないとはいえない場合</b>	129
1	概要	129
2	仕組債に係る処理	130
3	仕組ローンに係る処理	130
4	<b>損益調整型商品の取扱い</b>	131
5	<b>「飛ばし金融商品」実務指針</b>	133
1	「飛ばし金融商品」実務指針公表の背景	133
2	「飛ばし金融商品」実務指針の趣旨	133
<b>第5章 外貨建取引</b>		<b>134</b>
1	<b>概要</b>	134
1	外貨建有価証券の会計処理	134
2	外貨建有価証券の減損処理	137
2	<b>外貨建取引に係るヘッジ会計</b>	138
1	業種固有の処理が定められた経緯	138
2	外貨建取引に係るヘッジ会計の業種固有の処理	140
3	外貨建有価証券に対するヘッジ会計	142
<b>第6章 固定資産</b>		<b>146</b>
1	<b>取得・売却等に係る会計処理</b>	146
1	有形固定資産	146
2	リース資産	148
3	ソフトウェア	151

<b>2</b>	<b>期末決算における会計処理</b> .....	152
	① 減価償却.....	152
	② 資産除去債務.....	157
	③ 減損処理.....	161

<b>3</b>	<b>土地再評価差額金の取扱い</b> .....	169
	① 概要.....	169
	② 土地再評価差額金の取崩しについて.....	170
	③ 実効税率に変更があった場合の繰延税金の増減について.....	170
	④ 再評価に係る繰延税金資産と再評価に係る繰延税金負債の取扱いについて.....	170
	⑤ 再評価を行った土地につき減損処理を行った場合の再評価差額金の取扱い.....	170

## **第7章 法人税等・税効果**..... 174

<b>1</b>	<b>概要</b> .....	174
	① 一時差異と永久差異.....	174
	② 税効果会計の基本的な考え方.....	176
	③ 税効果会計の会計処理.....	179

<b>2</b>	<b>企業分類と繰延税金資産の回収可能性</b> .....	180
	① 繰延税金資産の回収可能性を検討する必要性.....	180
	② 繰延税金資産の回収可能性の判断.....	181
	③ 繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順.....	181
	④ 企業の分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い.....	182
	⑤ 将来の課税所得の見積り.....	184
	⑥ タックス・プランニングの実現可能性に関する取扱い.....	185

<b>3</b>	<b>将来の課税所得の見積り上の留意点</b> .....	186
	① 将来課税所得の見積りが備えるべき要件.....	186
	② 具体的対応策.....	186
	③ 会計監査人による判断.....	187

<b>4</b>	<b>将来減算一時差異等のスケジューリング上の留意点</b> .....	188
	① スケジューリングの必要性.....	188
	② 一時差異のスケジューリング.....	188
	③ 主要な一時差異についてのスケジューリング上の留意事項.....	189
	④ 繰延税金資産の回収可能性検討シート.....	193

<b>5</b>	<b>有価証券評価差額に係る税効果</b> .....	194
	① 有価証券評価差額に係る税効果会計.....	194
	② 回収可能性適用指針における取扱い.....	195

③ 過年度に有税償却した有価証券の評価差額	196
-----------------------	-----

## 6 実効税率の算定方法

198
-----

① 法定実効税率の計算式	198
--------------	-----

② 適用される税率	198
-----------	-----

## 7 税率変更の影響

199
-----

## 8 表示と開示

200
-----

① 計算書類上の表示方法	200
--------------	-----

② 税効果会計の注記	200
------------	-----

# 第8章 退職給付引当金

202
-----

## 1 概要

202
-----

① 退職給付とは	202
----------	-----

② 退職給付の分類	202
-----------	-----

③ 退職給付費用の処理に関する基本的考え方	203
-----------------------	-----

④ 退職給付会計における計算	204
----------------	-----

⑤ 年金資産の公正な評価額による評価	204
--------------------	-----

⑥ 退職給付引当金または前払年金費用の貸借対照表への計上	205
------------------------------	-----

⑦ 退職給付費用の損益計算書への計上	206
--------------------	-----

⑧ 連結財務諸表の取扱い	207
--------------	-----

## 2 退職給付債務の算定

208
-----

① 退職給付債務とは	208
------------	-----

② 退職給付会計基準における計算方法	208
--------------------	-----

## 3 長期期待運用収益率と割引率

210
-----

① 長期期待運用収益率	210
-------------	-----

② 割引率	210
-------	-----

③ その他の基礎率	211
-----------	-----

## 4 数理計算上の差異と過去勤務費用の償却

212
-----

① 数理計算上の差異	212
------------	-----

② 過去勤務費用	213
----------	-----

③ 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理年数	213
----------------------------	-----

④ 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理の開始時期	213
-------------------------------	-----

⑤ 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法	214
----------------------------	-----

## 5 原則法による計算例

215
-----

<b>6</b>	<b>簡便法の概要</b> .....	219
	① 簡便法が適用できる要件 .....	219
	② 簡便法による退職給付債務の計算 .....	220
	③ 簡便法による退職給付引当金および退職給付費用の計算 .....	220
<b>7</b>	<b>複数事業主制度の企業年金制度</b> .....	222
	① 複数事業主制度とは .....	222
	② 複数事業主制度における会計処理 .....	223
	③ 複数事業主制度に係る注記事項 .....	223
<b>第9章 その他引当金</b> .....		<b>225</b>
<b>1</b>	<b>役員退職慰労引当金</b> .....	225
	① 役員退職慰労引当金の計上要件 .....	225
	② 役員退職慰労金制度廃止の場合 .....	226
	③ 執行役員に対する退職慰労引当金 .....	226
	④ 役員退職慰労引当金に関する注記 .....	226
<b>2</b>	<b>睡眠預金払戻損失引当金</b> .....	227
	① 睡眠預金払戻損失引当金とは .....	227
	② 睡眠預金払戻損失引当金の算定方法 .....	227
	③ 睡眠預金払戻損失引当金の開示例 .....	228
<b>3</b>	<b>偶発損失引当金</b> .....	228
	① 偶発損失引当金 .....	228
	② 偶発損失引当金の開示例 .....	229
<b>第10章 資 本</b> .....		<b>230</b>
<b>1</b>	<b>概 要</b> .....	230
<b>2</b>	<b>普通出資</b> .....	230
<b>3</b>	<b>優先出資</b> .....	231
	① 制度の概要 .....	231
	② 優先出資の発行 .....	232
	③ 優先出資の消却 .....	232
<b>4</b>	<b>法定準備金積立および配当</b> .....	233
	① 信用金庫の法定準備金積立 .....	233
	② 信用金庫の配当 .....	233
	③ 信用組合の法定準備金積立 .....	234
	④ 信用組合の配当 .....	234



<b>5</b>	<b>脱退および除名の処理</b> .....	238
①	信用金庫の脱退制度 .....	238
②	信用組合の脱退制度 .....	240
③	所在不明会員・組合員の取扱い .....	242

## **第11章 損 益** .....

<b>1</b>	<b>概 要</b> .....	244
①	経常収益と経常費用 .....	244
②	特別利益と特別損失 .....	245
③	純損益 .....	245

<b>2</b>	<b>有価証券関連損益と計上区分</b> .....	246
①	有価証券利息配当金 .....	246
②	商品有価証券売買損益 .....	246
③	国債等債券売却損益 .....	246
④	国債等債券償還損益 .....	247
⑤	国債等債券償却 .....	247
⑥	株式等売却損益 .....	247
⑦	株式等償却 .....	247

<b>3</b>	<b>特別損益の計上項目</b> .....	248
①	特別損益区分の基本的な考え方 .....	248
②	過年度遡及会計基準および過年度遡及適用指針の概要 .....	249
③	前期損益修正項目への影響 .....	249
④	臨時損益項目への影響 .....	251

<b>4</b>	<b>銀行業固有の利益概念と開示利益の対応関係</b> .....	251
①	経常収益と業務粗利益 .....	251
②	業務純益 .....	252

## **第12章 連結決算** .....

<b>1</b>	<b>概 要</b> .....	253
----------	------------------	-----

<b>2</b>	<b>信金法・協金法の子会社等と連結の範囲</b> .....	253
----------	---------------------------------	-----

<b>3</b>	<b>支配力基準および影響力基準の留意点</b> .....	257
----------	--------------------------------	-----

<b>4</b>	<b>重要性の原則について</b> .....	258
----------	-------------------------	-----

<b>5</b>	<b>連結財務諸表の体系と様式</b> .....	260
----------	---------------------------	-----

<b>6</b>	<b>連結手続の実務</b> .....	267
1	連結決算日 .....	267
2	同一環境下で行われた同一の性質の取引等 .....	267
3	連結各社の財務諸表の組替と単純合算 .....	267
4	資本連結 .....	268
5	債権債務の相殺消去および貸倒引当金の調整 .....	269
6	連結会社間取引および未実現損益の消去 .....	270
7	持分法 .....	272

## **第13章 企業結合会計** .....

275

<b>1</b>	<b>概要</b> .....	275
1	企業結合とは .....	275
2	企業結合会計基準の適用対象 .....	275
3	信用金庫および信用組合における企業結合の取扱い .....	276
<b>2</b>	<b>信用金庫等における例外措置</b> .....	276
1	信用金庫および信用組合の企業結合手続 .....	276
2	信用金庫および信用組合の会計処理の特例 .....	277

## **第14章 注記事項** .....

278

<b>1</b>	<b>概要</b> .....	278
1	注記事項の概要 .....	278
2	貸借対照表および連結貸借対照表の注記事項 .....	278
3	損益計算書および連結損益計算書の注記事項 .....	280
<b>2</b>	<b>重要な会計方針</b> .....	280
1	会計方針とは .....	280
2	重要な会計方針に関する注記事項 .....	281
3	会計方針の変更等に関する注記事項 .....	282
4	会計上の見積りの変更に関する注記事項 .....	284
5	会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合 の注記事項 .....	284
6	修正再表示に関する注記事項 .....	284
7	関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の 原則および手続に関する注記事項 .....	286
8	連結財務諸表の作成方針に関する記載 .....	287
<b>3</b>	<b>会計上の見積り</b> .....	288
<b>4</b>	<b>重要な後発事象</b> .....	289
1	後発事象とは .....	290

2	修正後発事象とは	290
3	開示後発事象とは	290
4	重要な後発事象についての留意事項	291

## 5 関連当事者との取引に係る注記

1	関連当事者との取引に係る注記	292
2	利益相反取引について	294

## 6 継続企業の前提に関する注記

1	継続企業の前提について	295
2	継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況	295
3	継続企業の前提に関する注記事項	296
4	継続企業の前提に関する注記についての留意事項	296

## 7 金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する注記

1	金融商品の状況に関する事項の注記事項	298
2	金融商品の時価等に関する事項の注記事項	299
3	金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項	299

## 8 有価証券の時価等の開示

1	有価証券の保有目的別の注記事項	301
2	有価証券の保有目的の変更に関する注記事項	302
3	有価証券の減損処理に関する注記事項	303

## 9 リスク管理債権／金融再生法開示債権

1	改正前のリスク管理債権	304
2	改正後のリスク管理債権および金融再生法開示債権	305

## 10 収益認識に関する注記

1	収益認識に関する注記	306
---	------------	-----

## 11 出資1口当たりの純資産額および出資1口当たりの当期純利益

1	出資1口当たりの純資産額	307
2	出資1口当たりの当期純利益	308

## 12 その他注記事項と論点

1	貸借対照表の注記事項におけるその他の注記	309
2	損益計算書の注記事項におけるその他の注記	309
3	追加情報	310
4	新型コロナウイルス感染症関係	311

# 第 1 章

## 信用金庫および信用組合とは

### 1

#### 信用金庫および信用組合を巡る最近の動き

##### Point

信用金庫および信用組合の会計処理は、わが国における国際会計基準へのコンバージェンスの影響を受けている。また、金融検査マニュアルが2019(令和3)年12月に廃止されたこと、およびIFRSや米国基準でのフォワードルッキングな貸倒引当金の導入を受け、日本での検討も進められている。会計処理以外の動きとしては、新しい自己資本規制(バーゼルⅢ)の最終化が合意され、内部モデルを採用しない国内基準金融機関においては、2025(令和7)年3月末より適用開始予定である。

### 1

#### 国際会計基準へのコンバージェンスに伴う信用金庫および信用組合の会計処理への影響

### ①

#### わが国における国際会計基準へのコンバージェンスの動向

企業会計基準委員会は、2007(平成19)年8月に国際会計基準審議会(IASB)と、国際財務報告基準(IFRS)と日本会計基準との重要な差異については2008(平成20)年までに、それ以外の差異については2011(平成23)年6月末までに解消することについて合意した(東京合意)。

その後、2012(平成24)年11月にはロンドンを拠点とする国際会計基準審議会の監視機関であるIFRS財団が、アジア・オセアニアのサテライトオフィスを東京に開設した。東京オフィスの開設は、アジア・オセアニア地域の国々のIFRSへの移行を支援する目的が示されており、今後の動向が注目される。

これを受けて、企業会計基準委員会は、わが国の会計基準を国際会計基準に近づけるコンバージェンスを加速させている。最近の動きは、次の【図表1-1-1】のとおりである。

【図表 1-1-1】 わが国における最近の会計基準のコンバージェンスの主な動向

項 目	適用時期 <sup>※</sup>
会計上の見積りの開示に関する会計基準	2021年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用
収益認識に関する会計基準	2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用
時価の算定に関する会計基準	2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用

※ 原則的な適用時期を記載したものであり、会計基準で定められているすべての事項における適用時期を示したものではない。

## ② 信用金庫および信用組合に関するコンバージェンスの動向

信用金庫および信用組合の会計処理は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行にしたがうものとされていることから（信金法55条の2、協金法5条の11）、原則としてわが国の会計基準に則って取り扱うこととなる。

したがって、資産除去債務会計や過年度遡及会計については、信用金庫および信用組合においても、企業会計基準委員会で定める会計基準に則って取り扱っている。

一方で、信用金庫および信用組合は、非営利・相互扶助を基本理念とした協同組織金融機関であることから、上場株式会社を主な対象とした会計基準を適用することが必ずしもそぐわないケースがある。このため、信用金庫および信用組合は、金融庁の判断により会計基準と異なる会計処理を行うケースもある。

金融商品の時価等の開示については、2009(平成21)年度末に係る財務諸表から預金や貸出金を含む金融商品全般の時価等に関する事項を注記することが求められた。しかし、信用金庫および信用組合においては、株式会社の銀行に比べると時価の重要性が限定的であることやその事務負担等を考慮し、簡便な算定方法により算出した金額を「時価に代わる金額」として注記することが許容されている。

企業結合会計については、2010(平成22)年4月より持分プーリング法（結合当事企業の資産、負債および資本をそれぞれ適切な帳簿価額で引き継ぐ方法）による合併が廃止された。しかし、信用金庫および信用組合においては、協同組織金融機関の普通出資の特性を踏まえ、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針において、「基本的に、吸収合併対象財産または新設合併対象財産について、吸収合併または新設合併の直前の帳簿価額を付す方法（いわゆる持分プーリング法）により会計処理を行う」取扱いが認められている。

また、包括利益会計では、2010(平成22)年度末より連結決算を行っている企業を対象に包括利益計算書の作成が義務づけられた。しかし、協同組織金融機関である信用金庫および信用組合においては、株式会社の銀行と比べて包括利益計算書を作成する意義が乏しいこと等から、包括利益計算書の作成は、連合会組織である信金中央金庫および全国信用協同組合

連合会に限定されている。

最近の事例では、2021(令和3)年度末から適用になる時価の算定に関する会計基準の適用にあたり、株式会社に求められる「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」についても注記を省略することが認められている。

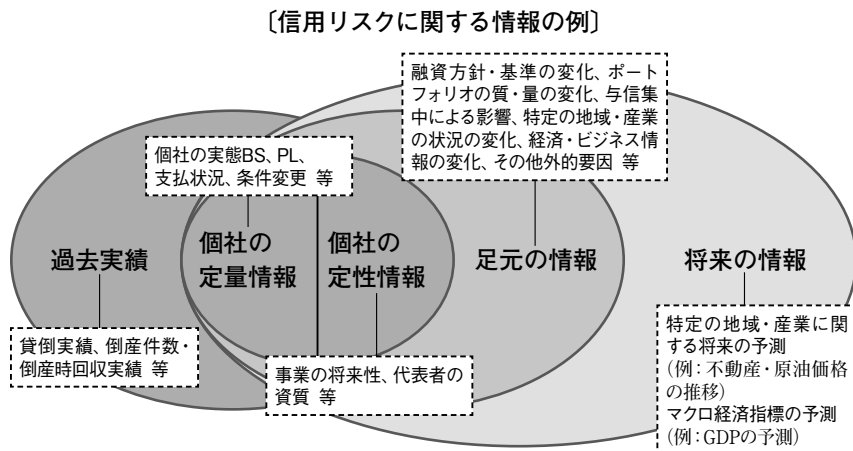
今後においてもわが国における会計基準のコンバージェンスは進んでいくことが見込まれるが、その会計処理を信用金庫および信用組合にどのように適用するかについては、協同組織金融機関の特性を踏まえて当局を中心にして検討されることになる。

## 2 最近の会計トピック

### ① 金融検査マニュアルの廃止による影響

金融庁は2019年12月18日に「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(以下、「ディスカッション・ペーパー」という)を公表し、これにあわせて金融検査マニュアルを廃止した。この廃止にともない、各金融機関は、独自のビジネスモデルや顧客特性・融資ポートフォリオを踏まえ、将来を見据えた引当モデルの構築がより明確に求められることとなった。すなわち、将来予測情報など幅広い情報から信用リスクをどのように認識していくかが注目されている。

この点、信用リスク情報には、様々な情報が存在するところ、「どのような情報をどの程度勘案すべきかは、各金融機関の融資方針や融資ポートフォリオの特性等によっても異なる」としたうえで、具体的には、「引当に反映する信用リスク情報は、合理的で裏付け可能であることを要し、過大なコストや労力を掛けずに利用可能である限り、信用リスクの増大につながる情報と減少につながる情報を偏りなく考慮する必要がある」として、引当金を適切な水準に計上するうえで考慮すべき情報の質について触れられている。



(資料) ディスカッション・ペーパー

また、IFRSや米国基準でのフォワードルッキングな（＝将来予測情報を加味した）貸倒引当金の導入を受け、日本でも金融商品会計基準改正に向けた検討も進んでいる。

金融検査マニュアルの廃止によって、従来の金融検査マニュアル別表に基づいて定着している現状の実務が否定されるものではないが、金融機関が自らの経営環境、経営戦略、経営方針、そして融資ポートフォリオなどを踏まえ、認識している信用リスクをよりの確に引当に反映することが必要となっており、各金融機関の特性に応じた創意工夫を実施する必要がある。金融検査マニュアルの廃止およびフォワードルッキングな貸倒引当金への移行の流れは、各金融機関における財務報告やガバナンスを含め、今後の経営のあり方に幅広く影響を及ぼす可能性があると思われる。

2020年3月以降、長期にわたる新型コロナウイルス感染症拡大が各債務者へ甚大な影響を与えている。一方、国および地方公共団体、ならびに各金融機関による支援施策の迅速な実施により、中小企業などの倒産状況は低く抑えられている。しかしながら、各債務者の債務負担は大幅に増加している状況を踏まえると、今後の将来を見据えて、一定の不安定要素に関する十分な情報を考慮できているかといった観点で貸倒引当金の水準を再確認することが重要であると考えられる。

この点、新型コロナウイルス感染症の将来の不透明な状況を反映させるため、どのような信用リスク情報を採用できるのかの検討を深め、新型コロナウイルス感染症対策融資を実行した債務者をグルーピングして、個別に管理・引当するといった工夫を行っている金融機関も認められる。

なお、この他ディスカッション・ペーパーにおいては、将来情報の引当への反映方法について、現状の実務での取組事例を紹介していることから参考にされたい。

#### 【参考】各金融機関の取組事例

取組事例	内容
創業資金融資・ミドルリスク先融資	新たに取り組む創業資金融資先や改善支援先（ミドルリスク先）に対する新たな貸出は、新たに取り組む融資であるため過去の貸倒実績がないものの、相対的にリスクが高い分野と判断し、別途他の貸出と区分した上で、当面は貸出当初から要管理先と同じ引当率を適用し、倒産実績等のデータが蓄積したところで、当該実績に基づく引当率に代替することで、相対的に高いリスクに応じた引当金を計上している事例
外航船貸渡業	外航船貸渡業については、今後数年間で予想される収支マイナス額を現在保有している現預金で賄えないと判断され、かつ、貸出条件変更を申し出る可能性が高いと判断された場合、要注意先であっても要管理先と同等の引当金を計上することで、貸出ポートフォリオに占める割合が相対的に高く、かつ景気変動による将来キャッシュ・フローへの影響が大きい産業についてフォワードルッキングに将来キャッシュ・フローの変動によるリスクを把握し、引当金に反映している事例

自動車部品製造業	自動車メーカーの協力会社に対する融資を行う際に、経済状況や産業構造の変化に起因する受注量の増減見込みに応じて債務者区分を変更するなどにより、経済状況や産業構造の変化に起因する影響が個別の債務者の損益に反映されていない段階であっても、特に影響を受ける部品メーカーのグループについて、受注量の増減を見込んでリスクを認識し、機動的に引当金に反映している事例
破綻懸念先の長期的な支援と損失見込期間の長期化)	破綻懸念先のⅢ分類額に対する引当率を算出する際に長期の損失見込期間を設定することで、3年間の損失のみを見込んで引当率を計測すると、引当が過小になってしまうおそれがあるため、貸出の実質的な残存期間を考慮し、当該期間の貸倒実績を集計したうえで貸倒実績率を算出している事例

(資料) ディスカッション・ペーパー

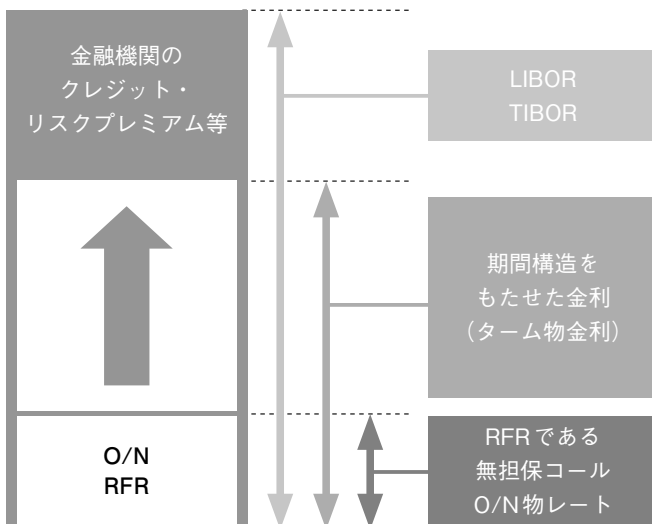
## ② LIBORの恒久的な公表停止の影響

ロンドン銀行間取引金利（London Interbank Offered Rate, 以下、「LIBOR」という。）に関して、LIBOR運営機関である ICE Benchmark Administration より、米ドルの一部テナーを除き、現行のパネル行が呈示するレートを一定の算出方法に基づき算出するLIBORについては、2021年12月末をもって公表が停止された。金利スワップ等のデリバティブを中心に、ローンや社債の発行条件等、様々な金融商品にLIBORは用いられており、影響は多岐に渡ると考えられる。特に金融商品の時価評価や後決め複利契約の未収利息・未払費用関係などは各信用金庫・信用組合ごとに検討が必要になる可能性がある。

LIBORに代わりうる代替金利指標としては、リスク・フリー・レートベースの金利指標である無担保コールの翌日物レート、日本銀行が公表するTONA、および株式会社QUICKベンチマークス社が公表するTORFのほか、東京銀行間取引金利であるTIBORなどが考え

られる。TONAが後決めの翌日物金利、TORFが前決めのタム物金利、TIBORが前決めて銀行間の信用リスクが反映された金利と各々特徴がある。

すなわち、TIBORは金融機関が資金を調達する際のコストである、クレジット・リスクプレミアムなどを含んだ期間構造を有しているが、リスク・フリー・レートは、その名のとおりクレジット・リ



(資料) 一般社団法人全国銀行協会 HP LIBOR特設ページより抜粋



スクレミアムなどを含まない概念となる。また期間構造を持っておらず、翌日物金利となっている。したがって、LIBORの代替金利指標として利用するためには、期間構造をもたせたターム物金利を導出することが必要となってくる。

### 3 新しい自己資本規制（バーゼルⅢ）の適用

#### ① 新しい自己資本規制（バーゼルⅢ）の動向

自己資本比率については、金融機関が作成した財務諸表に基づき算出することとされているが、近年その算出方法について見直しが行われてきた。

具体的にみてみると、2008(平成20)年のリーマンショックに端を発した国際的な金融危機への対応を図るため、2009(平成21)年のG20ピッツバーグ・サミットで銀行の資本の質と量の改善等を図ることについて国際合意し、バーゼル銀行監督委員会等で具体的な検討が行われた。そして、2010(平成22)年12月にバーゼル銀行監督委員会より新しい自己資本規制（バーゼルⅢ）を文書化した「バーゼルⅢテキスト」が公表された。

この「バーゼルⅢテキスト」の公表を受け、金融庁において国際統一基準における新しい自己資本規制の検討が行われ、2012(平成24)年3月に改正告示が公表された。この改正告示は、2013(平成25)年3月期決算から段階的に適用されている。

2017(平成29)年12月にはバーゼルⅢの最終化が合意され、2019(平成31)年1月にマーケット・リスクの最低所要自己資本に係る各国での実施時期が合意された（日本では2025(令和7)年3月期に実施予定）。

なお、国際統一基準における自己資本規制の主なポイントは、次のとおりである。

- ①自己資本を「普通株式等Tier 1 資本」（普通株式、内部留保、その他の包括利益累計額等）、「その他Tier 1 資本」（強制転換条項付優先株式等）、「Tier 2 資本」（一般貸倒引当金等）で構成する
- ②比率については、「レバレッジ比率」、「普通株式等Tier 1 比率」、「Tier 1 比率」、「総自己資本比率」を設定する。最低所要水準は、それぞれ3%、4.5%、6%、8%とする
- ③繰延税金資産、無形固定資産、他の金融機関等の資本調達手段等については、資本の質を高めるために、告示所定の額を自己資本から控除する
- ④自己資本比率の分母となるリスク・アセットについては、保有資産額にリスクウェイトを乗じて算出する。

## ② 信用金庫および信用組合への新しい自己資本規制の適用

国際統一基準行における新しい自己資本規制をもとに、当局において信用金庫および信用組合における新しい自己資本規制の見直しが行われた。この取扱いは、2014(平成26)年3月期決算から段階的に適用されている。

信用金庫および信用組合における新しい自己資本規制は、国際統一基準行のルールをベースに作成されているが、協同組織金融機関の特性に一定の配慮がなされた内容となっている。なお、信用金庫および信用組合における自己資本規制の主なポイントは、次のとおりである。

- ①協同組織金融機関の特性に鑑み、普通出資、優先出資、内部留保、一般貸倒引当金等を自己資本とし、国際統一基準行のように「普通株式等 Tier 1 資本」、「その他 Tier 1 資本」、「Tier 2 資本」に区分しない
- ②比率は自己資本比率のみとし、自己資本比率の最低所要水準は、バーゼルⅡ規制の4%を維持する
- ③評価・換算差額等は、評価損益とも自己資本に算入しない（連結自己資本比率の算出においては一部例外あり）
- ④業界の特性に鑑み、信金中央金庫・全国信用協同組合連合会向け出資については、他の金融機関等の資本調達手段の取扱いと区分して取り扱う
- ⑤負債性資本調達手段（劣後ローン）や土地再評価差額金については、自己資本への算入が認められず、2015(平成27)年3月期決算から10年間で段階的に自己資本への算入額を減少させる
- ⑥繰延税金資産、無形固定資産、ほか金融機関等の資本調達手段等については、国際統一基準行と同様に、資本の質を高めるために、告示所定の額を自己資本から控除する
- ⑦自己資本比率の分母となるリスク・アセットについては、保有資産額にリスクウェイトを乗じて算出する

# 第2章

## 財務報告制度の概要

### 1 概要

#### Point

信金法または協金法に基づき、①総(代)会に提出する業務(事業)報告、②当局へ提出する(連結)業務報告書および(連結)決算速報等、③公衆縦覧に供するディスクロージャー誌を作成する。

信用金庫および信用組合は、信金法または協金法によって組織、業務内容等が定められた地域の繁栄と相互扶助等を目的とした協同組織の金融機関である。

信用金庫は、信金法4条の規定に基づいて事業免許の取得により金融事業を行っている。また、信用組合は、協金法3条の規定に基づいて認可を受けて金融事業を行っている。

したがって、信用金庫および信用組合には、①総(代)会に提出する業務(事業)報告、②当局へ提出する(連結)業務報告書および(連結)決算速報等、③公衆縦覧に供するディスクロージャー誌による財務報告制度がある(【図表1-2-1】参照)。

#### 1 総(代)会に提出する業務(事業)報告

信用金庫および信用組合の事業年度は、信金法55条および協金法5条の規定により4月1日から翌年3月31日までと定められ、信金法38条および協金法5条の7の規定により、毎事業年度に計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案または損失処理案)および業務(事業)報告ならびにそれらの附属明細書を作成し、総(代)会に提出し承認を受けることが求められている。

ただし、一定規模以上の信用金庫および一定規模以上または員外預金比率10%以上の信用組合では会計監査人の監査が義務づけられているため(信金法38条の2、協金法5条の8)、貸借対照表、損益計算書については原則として総(代)会の承認は不要となり、提出・報告する。

---

## 2 当局へ提出する（連結）業務報告書および（連結）決算速報等

---

信用金庫および信用組合では、毎事業年度、監督当局への報告資料として（連結）業務報告書（信金法89条1項および協金法6条で準用する銀行法19条）を作成し、事業年度終了後3ヵ月以内に金融庁長官等に提出する。

当該監督当局に提出する業務報告書は、前述の総（代）会で承認または提出される計算書類および業務（事業）報告とは異なる様式（信金法施行規則131条、協金法施行規則68条）である。

また、1998（平成10）年度決算から子会社等を有する信用金庫および信用組合にあっては、連結業務報告書を作成・提出することが義務づけられた。

このほかに、信金法89条および協金法6条で準用する銀行法24条により、決算速報を監督当局に提出する。この決算速報は、監督当局が信用金庫および信用組合の業務または財産の状況について、早期に把握（事業年度終了後45日以内）する必要があるため提出するものである。その様式は金融庁が定め、業務報告よりもさらに詳細な財務資料および経営諸比率等を報告するものとなっている。

---

## 3 公衆縦覧に供するディスクロージャー誌

---

信用金庫および信用組合では、信金法89条および協金法6条で準用する銀行法21条に基づき、事業年度に係る説明資料としてディスクロージャー誌を作成する。このディスクロージャー誌は、公衆の縦覧に供するとともにその他の提出資料として監督当局へ提出する。

---

## 4 銀行の財務報告制度との相違点

---

信用金庫および信用組合の財務報告制度は、株式会社である銀行とは、次の相違点がある。

- ①半期開示については、信用金庫および信用組合の業界団体の自主申合せ等が取りまとめられ、法令においても努力規定が設けられている。しかし、制度としては、中間会計期間に係る財務報告制度は導入されていない
- ②「株主資本等変動計算書」は、2006（平成18）年5月施行の会社法により、銀行を含むすべての株式会社で作成している。しかし、優先出資を東証に上場して金融商品取引法に基づく開示を行っている信金中央金庫を除き、協同組織の信用金庫および信用組合では、株主資本等変動計算書を作成しない
- ③「キャッシュ・フロー計算書」は、信用金庫および信用組合では原則作成しない。しかし、信金中央金庫および全国信用協同組合連合会が監督当局に提出する業務報告書

(信金法施行規則131条 別紙様式14号および14号の2、協金法施行規則68条 別紙様式10号および10号の2) ではキャッシュ・フロー計算書が含まれる

【図表 1-2-1】信用金庫および信用組合の財務報告制度

		信用金庫	信用組合
業法に基づき作成する開示書類	根拠法	信金法38条 信金法施行規則25条	協金法5条の7 協金法施行規則15条
	業務(事業)報告	別紙様式1号～4号※ <sup>2</sup> 貸借対照表 ✓※ <sup>1</sup> 損益計算書 ✓ 剰余金処分案(損失処理案) ✓ 附属明細書 ✓	別紙様式1号～4号※ <sup>3</sup> 同左 ✓ 同左 ✓ 同左 ✓ 同左 ✓
	承認又は報告先	総代会	通常総会
	銀行法準用による当局提出書類	根拠法 信金法89条にて準用する 銀行法19条 信金法施行規則131条	協金法6条にて準用する 銀行法19条 協金法施行規則68条
銀行法準用による公衆縦覧書類	業務報告書	(別紙様式13号) ※ <sup>4</sup> 貸借対照表 損益計算書 剰余金処分計算書(損失処理計算書)	(別紙様式9号) ※ <sup>5</sup> 同左 同左 同左
	連結業務報告書	(別紙様式13号の2) ※ <sup>6</sup> 連結貸借対照表 連結損益計算書 連結剰余金計算書	(別紙様式9号の2) ※ <sup>7</sup> 同左 同左 同左
	提出先	金融庁長官等	金融庁長官等
	提出期限	事業年度終了後3ヵ月以内	
	根拠法	信金法89条にて準用する 銀行法21条 信金法施行規則132条 信金法施行規則133条	協金法6条にて準用する 銀行法21条 協金法施行規則69条 協金法施行規則70条
統一開示事項(単体)	金庫(組合)の概況及び組織に関する事項 金庫(組合)の主要な事業の内容 金庫(組合)の主要な事業に関する事項 金庫(組合)の事業の運営に関する事項 金庫(組合)の直近2事業年度における財産の状況に関する事項 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分(損失処理)計算書 事業年度末日における重要事象等		
統一開示事項(連結)	金庫(組合)およびその子会社等の概況に関する事項 金庫(組合)およびその子会社等の主要な事業に関する事項 金庫(組合)の直近2連結会計年度における財産の状況に関する事項 連結貸借対照表、連結損益計算書および連結剰余金処分計算書 事業年度末日における重要事象等		

※1 ✓は会計監査人設置信用金庫または組合における会計監査対象書類

※2 信用金庫連合会については、別紙様式5号～8号、特定取引勘定設置信用金庫連合会については、別紙様式9号～12号

- ※3 信用協同組合連合会については、別紙様式5号から8号
- ※4 信用金庫連合会については、別紙様式14号、特定取引勘定設置信用金庫連合会については、別紙様式15号
- ※5 全国信用協同組合連合会については、別紙様式10号
- ※6 信用金庫連合会については、別紙様式14号の2
- ※7 全国信用協同組合連合会については、別紙様式10号の2

(資料) E Y新日本有限責任監査法人

## 2

## 根拠法規

### Point

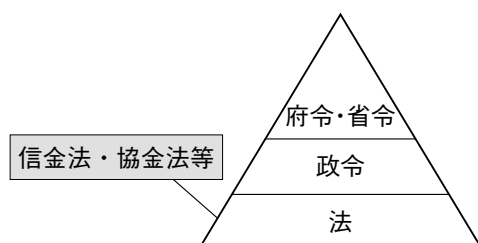
信用金庫および信用組合は、各法律、施行令、施行規則にしたがう。一部、銀行法および会社法が準用される。

信用金庫は、信金法を根拠法とする会員組織の金融機関である。一方、信用組合は、中企法を根拠法とする協同組合組織の金融機関である。中企法は、信用組合だけでなく、事業協同組合、企業組合その他の協同組織を規定する法律である。よって、信用組合については、別に金融事業の公共性に鑑みて監督法規として、協金法が存在する。

信用金庫および信用組合は、まず、協同組織金融機関の目的を達成するための原則を定めた各根拠法にしたがう。

次に、運用するうえで各根拠法を補完する細則である各施行令・施行規則にしたがう。さらに、金融機関としての健全性・公共性確保のため、開示・報告制度等について一部銀行法、組織運営について一部会社法の規定等が準用される。

【図表 1-2-2】信用金庫および信用組合の根拠法規の関係



(資料) E Y新日本有限責任監査法人

## 3

## 計算書類および業務（事業）報告ならびにこれらの附属明細書

## Point

信金法または協金法に基づき作成する開示書類には、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案または損失処理案、および業務（事業）報告ならびに附属明細書がある。その作成方法、様式についても、各根拠法規を押さえておく必要がある。

信用金庫は、信金法38条に基づき各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案または損失処理案）および業務報告ならびにこれらの附属明細書を作成する。その作成方法、様式については、信金法施行規則25条にて定められている。特定信用金庫（政令に定める規模に達しない信用金庫を除く）における監査および総代会への報告・提出の手続きについては、信金法38条の2にて定められている。

信用組合は、協金法5条の7に基づき各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案または損失処理案）および事業報告ならびにこれらの附属明細書を作成する。その作成方法、様式については、協金法施行規則15条にて定められている。特定信用組合（政令で定める規模に達しない信用組合または員外預金比率が政令で定める割合を下回る信用組合を除く）における監査および総会への報告・提出の手続きについては、協金法5条の8にて定められている。

## 4

## ディスクロージャー誌

## Point

銀行法の準用により作成する開示書類には、いわゆるディスクロージャー誌がある。その目的は信用金庫および信用組合は銀行と同様に公共性・社会的責任が高く、国民の支持と理解を得る必要があるためである。

なお、ディスクロージャー誌自体は、監査の対象外となっている。

信用金庫および信用組合は、信金法89条および協金法6条で準用する銀行法21条に基づき、業務および財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、営業所に備え置き、公衆の縦覧に供している。当該ディスクロージャー制度は、信用金庫および信用組合が銀行と同様に国民の預金を託される機関として公共性・社会的責任が高く、国民の支持と理解を得る必要があるためである。

その記載事項については、信金法施行規則132条（単体）・133条（連結）、協金法施行規則69条（単体）・70条（連結）において統一開示項目が定められている。そのほか、任意開示項目として信用金庫および信用組合の特有な事項（営業区域、会（組合）員数等）ほか、経営の健全性に関する事項、地域貢献に関する事項等を自主的に開示する。

なお、統一開示項目として、信金法38条の2第3項および協金法5条の8第3項の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書について、会計監査人の監査を受けている場合にはその旨の記載がされるが、当該ディスクロージャー誌自体は監査対象外である。

## 5

### その他当局提出書類等

#### Point

信用金庫および信用組合は、信金法・協金法で準用する銀行法24条に基づき、業務報告書、決算速報、日計表（資産、負債および純資産）等を財務局等に提出する。

#### 1 業務報告書および決算速報

信用金庫および信用組合では、毎事業年度、監督当局に対する報告資料として業務報告書および決算速報を作成する。

業務報告書は、信金法および協金法の施行規則（内閣府令）によりその様式が定められ、事業概況書のほか、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書等を監督当局に報告するものである。信金法89条および協金法6条で準用する銀行法19条に基づき作成し、信金法施行規則131条および協金法施行規則68条により事業年度終了後3ヵ月以内に金融庁長官等に提出する。

実際には、信金法施行令10条の2および協金法施行令7条の規定により、受理権限が金融庁長官から所在地を管轄する財務局長等に委任されているため、所轄の財務局（財務事務所）等に提出する。

業務報告書において報告する事業概況書では、事業の概況として、事業方針、償却および引当の方針、金融経済環境、業績、事業の展望および信用金庫および信用組合が対処すべき課題について報告するとともに、役職員の状況、出資金の状況、地区および事務所、預貸金の状況のほか、自己資本比率等について報告する。

また、子会社等を有する信用金庫および信用組合にあっては、銀行と同様に連結業務報告



書を作成・提出することが義務づけられている。

一方、決算速報は銀行の決算状況表に該当するもので、信金法89条および協金法6条で準用する銀行法24条に基づき、業務または財産の状況について報告するものである。信用金庫および信用組合における年度末の財産および損益の状況等は前述の業務報告書でも把握することが可能であるが、その提出期限は毎事業年度終了後3ヵ月以内と遅い。実態を早期に把握する必要から、主要勘定、損益の総括と剰余金の処分、利益の内訳、損失の内訳、単体自己資本比率については、毎事業年度終了後45日以内（その他の項目については55日以内）に決算速報を財務局長等に提出することとなっている。

記載内容としては以下の項目が含まれており、信用金庫および信用組合に関する財務計数等が網羅されている。

【図表1-2-3】信用金庫および信用組合の決算速報

《信用金庫および信用組合の決算速報》	
第1表	主要勘定（1. 資産、2. 負債及び純資産）
（参 考）	
	・その他資産、その他負債の内容
第2表	損益の総括と剰余金の処分
第3表	利益の内訳
第4表	損失の内訳
第5表	経費の内訳（1. 人件費、2. 物件費、3. 税金 ほか）
第6表	引当金の引当状況（1. 貸倒引当金、2. 退職給付引当金、3. その他の引当金の状況 ほか）
第7表	単体自己資本比率
第8表	常勤役員数及び店舗数
第9表	貸出金利別残高
第10表	業種別貸出残高状況

このように財務データを始めとする経営諸データが詳細に記載されていることから、信用金庫および信用組合に関する計数分析には、この決算速報が欠かせないものとなっている。

また、子会社等を有する信用金庫および信用組合においては、連結決算速報を作成のうえ報告することとされている。

## 2 日計表

信用金庫および信用組合がその企業活動により行った取引は、勘定科目にしたがって仕訳され記録されることとなる。このように、日々発生する多岐にわたる取引を勘定科目にした

がって仕訳し、資産、負債および純資産の変動、損益の状況を記録するものが日計表である。毎日の業務の終了時点において作成される残高試算表であり、日々作成されることから日計表という名前が付けられている。

信用金庫および信用組合では信金法および協金法が準用する銀行法24条に基づく報告として、金融庁の定める様式により、月末日計表と月中平残日計表を財務局等に毎月報告している。

また、期末においては、この日計表をもとに決算関係書類ならびに決算速報、業務報告書等の報告書類が作成されることとなる。